

事務総合職員給与規程

(令和7年12月25日規程第236号)

目次

第1章 総則（第1条～第9条）

第2章 給与（第10条～第27条）

第1節 本給（第10条～第13条）

第2節 諸手当、報奨金（第14条～第27条）

第3章 給与の特例（第28条～第33条）

第4章 その他（第34条）

附則（令和7年12月25日規程第236号）

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、国立研究開発法人理化学研究所（以下「研究所」という。）の事務総合職員（以下「職員」という。）の給与について定めることを目的とする。

（給与の区分）

第2条 職員の給与は、本給、諸手当及び報奨金とする。

2 諸手当は、住居手当、通勤手当、超過勤務手当、深夜手当、放射線取扱手当、特殊勤務手当、家族手当、単身赴任手当、地区異動手当、役職手当、シニアスタッフ職調整手当、退職金見合手当及び期末手当とする。

（重複給与の禁止）

第3条 職員が研究所において職を兼ねる場合は、別に定めがある場合を除き、これに対し給与を重複して支給することはできない。

（給与の支給方法）

第4条 給与は、法令及び研究所と労働組合又は職員の代表者とが締結した給与控除に関する協定により、給与から控除すべきものの金額を控除し、その残額を通貨をもって直接又は職員が指定する預金若しくは貯金の口座へ振込みにより支給する。

（給与の計算期間及び支給日）

第5条 給与（通勤手当、期末手当及び報奨金を除く。以下本条において同じ。）は、毎月1日から当月末日までを一計算期間とする。

2 給与の支給定日は、毎月20日とする。ただし、その日が無期雇用職員等就業規程（令和8年規程第〇号。以下「就業規程」という。）第20条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その直前の休日でない日に支給する。

3 前項の規定にかかわらず、超過勤務手当、深夜手当及び放射線取扱手当は、翌月の支給定日において清算し、支給する。本給、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、家族手当、単身赴任手当、地区異動手当、役職手当、シニアスタッフ職調整手当及び退職金見合手当について異動を生じた場合も、同様とする。

4 期末手当及び報奨金の支給日は、別に定める。

5 職員が退職したときは、その際給与を支給することができる。

（非常時払）

第6条 職員が、その者又はその者の収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀、その他これらに準ずる非常の場合の費用にあてるため給与の支払を請求したときは、その日までの給与を支給することができる。

（給与の日割計算及び日額）

第7条 職員が月の中途において採用、退職、休職、復職又は役職の異動その他の事由により、給与に異動を生じたとき、その月における本給、特殊勤務手当、家族手当、地区異動手当、役職手当、シニアスタッフ職調整手当及び退職金見合手当は、日割計算とする。ただし、死亡若しくは定年退職又は予算の削減若しくは組織の改廃による配置転換が困難なため退職させられたときは、この限りでない。

2 前項における日額は、それぞれの額を、当該月の日数から休日を差し引いた日数で除した額とする。

（勤務1時間当たりの給与額）

第8条 勤務1時間当たりの給与額は、本給、特殊勤務手当、家族手当、地区異動手当、役職手当、シニアスタッフ職調整手当及び退職金見合手当の合計月額に12を乗じた金額を当該年度の所定年間総労働時間で除した額とする。

2 超過勤務手当及び深夜手当を算定する場合は、前項の規定から家族手当を除いて計算する。

(端数の取扱い)

第9条 この規程の定めによって算出した額に、50銭未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、その端数は1円として計算する。

第2章 給与

第1節 本給

(本給)

第10条 職員の本給は、月額とし、本給表(別表第1)に定める等級号俸により支給する。

(初任給)

第11条 新たに採用された職員の受ける本給は、細則に定める基準により、その者の能力及び経歴並びにその職務及び責任の度合等を考慮して決定する。

(昇給及び職務等級の変更)

第12条 昇給及び職務等級の変更は、職務、能力及び勤務成績等を考慮して、細則に定める基準により行う。

2 昇格及び昇給の時期は、毎年4月1日とする。ただし、必要な場合はこの限りでない。

3 職員の昇給は、その属する職務の等級における最高号俸を超えて行うことができない。

(特別昇給)

第13条 前条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するときは、細則に定める基準により、昇給させることができる。

(1) 業務成績の向上、能率増進等により職務上特に功績のあったとき。

(2) 予算の削減又は組織の改廃により配置転換が困難なため退職させられるとき。

2 前項第1号に該当するときの昇給は4月1日に、同項第2号に該当するときの昇給は退職の日にそれぞれ行う。

第2節 諸手当、報奨金

(住居手当)

第14条 住居手当は、研究所に通勤するために、家賃を支払って自己の名義で民間などから住居を借り受ける職員に対して支給する。

2 住居手当の支給は、細則で定める。

(通勤手当)

第15条 通勤手当は、通勤のため交通機関及び交通用具等を使用することを常例とする職員に対して支給する。

2 通勤手当の支給は、細則で定める。

(超過勤務手当)

第16条 超過勤務手当は、所定の勤務時間外及び休日に勤務を命ぜられて勤務した職員又は、フレックスタイム制の適用を受ける職員にあっては、清算期間の総労働時間を超えて若しくは休日に勤務を命ぜられて勤務した職員に対して支給する。ただし、管理職(職名規程(令和7年規程第25号)第2条第2項に定める職名の者をいう。以下同じ。)には支給しない。

2 超過勤務手当の額は、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 休日以外の日における1日当たり8時間(労働基準法(昭和22年法律第49号)第32条第2項に定める労働時間をいう。以下同じ。)以内で所定の勤務時間を超える勤務 100分の100

(2) 休日以外の日における1日当たり8時間を超える勤務及び法定休日(就業規程第20条第2項に規定する法定休日をいう。以下同じ。)以外の休日における勤務 100分の125

(3) 法定休日における勤務 100分の135

(4) 当該月内に前二号の勤務の合計が60時間を超えた場合、その超えた勤務 100分の150

3 前項の規定にかかわらず、フレックスタイム制の適用を受ける職員に支給する超過勤務手当の額は、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗

じて得た額とする。

- (1) 清算期間の休日以外の日における勤務であって、その総労働時間に75分の80を乗じて得た時間内で総労働時間を超える勤務 100分の100
- (2) 清算期間の休日以外の日における勤務であって、その総労働時間に75分の80を乗じて得た時間を超える勤務、及び、法定休日以外の休日における勤務 100分の125
- (3) 法定休日における勤務 100分の135
- (4) 清算期間内の前二号の勤務の合計が60時間を超えた場合、その超えた勤務 100分の150

4 職員が午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務したときは、この勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を、前二項に規定する額に加算して支給する。

5 第2項第1号又は第3項第1号に定める勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を、第2項第1号又は第3項第1号で定める額にそれぞれ加算して支給する。

(深夜手当)

第17条 深夜手当は、所定の勤務時間内に午後10時から翌日午前5時までの深夜勤務がある場合、その深夜勤務に従事した職員に対して支給する。

2 深夜手当の額は、勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額とする。

(放射線取扱手当)

第18条 放射線取扱手当は、放射線業務従事者として承認を受けた職員のうち、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和33年総理府令第21号）第20条第2項第1号に規定する測定

（同項第1号ニただし書によるものを除く。）又は電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）

第8条に規定する測定（同条第3項ただし書によるものを除く。）による全身の実効線量当量が、月の初日から月末までの間で100マイクロシーベルト以上であった者に対して支給する。

2 放射線取扱手当は、該当することとなった月につき7,000円とする。

(特殊勤務手当)

第19条 特殊勤務手当は、危険、不快、困難な職務、責任の度、勤労の強度、勤労環境その他の勤労条件が著しく特殊な指定業務に従事する職員に対して支給する。ただし、管理職及びこれに準ずる職員には支給しない。

2 特殊勤務手当の支給は、細則で定める。

(家族手当)

第20条 家族手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 家族手当の支給は、細則で定める。

(単身赴任手当)

第21条 単身赴任手当は、地区を異にする異動又は在勤する地区の移転に伴い、住居を移転した職員のうち、やむを得ない事情により同居していた配偶者等と別居することとなった職員で、単身又は15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみとの同居により生活することを常例とする職員に対して支給する。

2 単身赴任手当の支給は、細則で定める。

(地区異動手当)

第22条 地区異動手当は、職員が、その在勤する所在地を異にして異動又は在勤する部署が移転（以下「異動等」という。）した場合に、異動した職員に対して支給する。

2 地区異動手当の月額、は、本給に、次の各号に掲げる当該異動等における所在地間の距離（異動等の日の前日に在勤していた所在地と当該異動等の直後に在勤する所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）の区分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。ただし、当該異動等にあたり一定の期間内に当該異動等の前日に在勤していた所在地への異動等が予定されている場合その他の地区異動手当を支給することが適当と認められない場合は、この限りでない。

(1) 60キロメートル未満 100分の2

(2) 60キロメートル以上500キロメートル未満 100分の5

(3) 500キロメートル以上 100分の10

3 地区異動手当の支給期間は、異動等の初日から起算して3年間とする。ただし、特別に必要な場合として理事長が認めた場合は、この限りでない。

- 4 地区異動手当を支給されている職員が新たに異動等をした場合であって、当該再異動等に係る地区異動手当の支給割合が元の地区異動手当の支給割合を下回るときにあっては、元の地区異動手当の支給期間に限り引き続き元の地区異動手当の割合を適用し、元の地区異動手当の支給期間終了後は、当該再異動等の初日から起算して3年間を経過するまでの間、当該再異動等に係る地区異動手当を支給する。

(役職手当)

第23条 役職手当は、管理職及び副主幹に対して、月額としてその職務における責任の程度及び内容を考慮の上、次の各号に掲げる区分に応じて、別表第2に定める額を支給する。ただし、支給上限年齢は、60歳に達する年度末とする。

- (1) 参事級 特に重要な職務を遂行し、理事長が必要と認める者 1号
- (2) 参事級 特に困難な業務を所掌する者 2号
- (3) 参事級 参事及びこれらと同等の職にある者 3号
- (4) 参事級 特定の業務を担当し、部下に指示・指導を行う者その他前3号以外の者 4号
- (5) 副参事級 特に困難な業務を所掌する者 3号
- (6) 副参事級 副参事及びこれらと同等の職にある者 4号
- (7) 副参事級 特定の業務を担当し、部下に指示・指導を行う者 5号
- (8) 副参事級 特定の業務を担当する者その他前3号以外の者 6号
- (9) 主幹級 特に困難な業務を所掌する者 4号
- (10) 主幹級 主幹及びこれらと同等の職にある者 5号
- (11) 主幹級 特定の業務を担当し、多数の部下に対し指示・指導を行う者 6号
- (12) 主幹級 特定の業務を担当し、部下に指示・指導を行う者 7号
- (13) 主幹級 特定の業務を担当する者その他前4号以外の者 8号
- (14) 副主幹 9号

- 2 極めて高度な専門的知識や経験が必要とされる任務を与えられる職員に対しては、前項により得られる額に必要な額を加算して支給することができる。

(シニアスタッフ職調整手当)

第24条 シニアスタッフ職調整手当は、60歳に達した日の翌日から最初に迎える4月1日以後にある副主幹、主査、主事に対して支給する。

- 2 シニアスタッフ職調整手当の月額は、本給に100分の10を乗じた額とする。

(退職金見合手当)

第25条 退職金見合手当は、退職金見合手当を選択した者に対し、本給を12で除して得た額に理事長が定める率を乗じた額を毎月支給する。

(期末手当)

第26条 期末手当は、6月及び12月の初日(以下「基準日」という。)に在職する職員及び基準日前1か月以内に退職した職員へ、基準日の属する月の別に定める日に支給する。

- 2 期末手当の支給は、別に定める。
- 3 前項のうち、次の各号に掲げる職員に対する職務上の功労に関する加算についての乗率は、それぞれ当該各号に定める率を上限とする。

- (1) 参事級 100分の20
- (2) 副参事級 100分の17
- (3) 主幹級 100分の15
- (4) 副主幹 100分の10
- (5) 主査 100分の5
- (6) 主事 100分の2

- 4 期末手当に関する在職期間の通算等に関し必要な事項については、細則で定める。

(報奨金)

第27条 報奨金の支給は、報奨金規程(令和6年規程第191号)で定める。

第3章 給与の特例

(本給の7割措置)

第28条 当分の間、職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、61歳に達する年度（以下「61歳年度」という。）に適用される本給の額は、次の各号の定めによって算定する。

- (1) 61歳年度の職務等級は60歳に達した年度の3月1日における職務等級（以下「60歳等級」という。）とする。
- (2) 60歳等級における本給の額に100分の70を乗じて得た額の直近上位にあたる号俸（ただし、当該額がその等級における1号俸の額未満である場合、1号俸とする。）に2号俸加算し、さらに細則に基づく60歳に達した年度に行われた人事評価の結果を反映したものを61歳年度の号俸とする。

2 前項の規定にかかわらず、60歳に達した年度に管理職にある職員の61歳年度に適用される本給の額は、次の各号の定めによって算定する。

- (1) 61歳年度の職務等級は4等級とする。
- (2) 60歳等級における本給の額に100分の70を乗じて得た額の直近上位の額に当たる本給表4等級の号俸（ただし、当該額が4等級における最高号俸の額以上となる場合は、最高号俸とする。）に2号俸加算し、さらに細則に基づく60歳に達した年度に行われた人事評価の結果を反映したものを61歳年度の号俸とする。

（欠勤者の給与）

第29条 職員が欠勤したときは、その勤務しなかった1日又は1時間につき、日額又は勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 就業規程第19条の規定に基づきフレックスタイム制の適用を受ける職員にあっては、前項の規定にかかわらず、当該職員の清算期間に勤務した時間が総労働時間に不足したときは、その不足した勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

3 期末手当については、別に定める。

（減額の適用除外）

第30条 前条の規定にかかわらず、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）に定める業務災害又は通勤災害による傷病により欠勤した場合、欠勤期間のうち、最初の3日間是有給とする。また、その後の勤務不能日（休日を除く。）については、労災保険法における休業補償給付又は休業給付の額及び休業特別支給金の額が、給付対象日数に給与日額を乗じて得た額に満たない場合、その差額を、休業補償給付又は休業給付の支給及び休業特別支給金の支給が確認された後支給する。期末手当を算定する場合は、当該欠勤期間を出勤したものとみなす。

2 労災保険法に定める業務災害又は通勤災害以外の理由による傷病により欠勤した場合、医師の証明等により勤務不能が証明された日から暦日60日間（それまでの間に定年等により退職する場合は、退職日まで）に限り本給、住居手当、家族手当、地区異動手当及び退職金見合手当を支給する。また同一傷病につき、前回の欠勤の後、出勤日数が20日に満たないうちに再発して欠勤が始まる場合は、前回の欠勤の延長とみなす。

ただし、就業規程第43条第3項に定める経過観察期間中の出勤及び就業規程第44条第1項に基づく勤務時間の短縮中の出勤は、当該20日の出勤に算入しない。

3 前項ただし書きに定める勤務時間の短縮が必要と認められるときは、その経過観察期間中、短縮した時間に対する給与の減額は行わない。

4 労災保険法に定める業務災害又は通勤災害による傷病により欠勤していた者が職場復帰するにあたり、就業規程第44条第1項に基づき勤務時間の短縮を行うときは、研究所が認めた期間、短縮した時間に対する給与の減額は行わない。

5 就業規程第59条第1項第4号に基づく就業禁止により欠勤した場合、当該欠勤期間中は有給とする。また、期末手当を算定する場合は、当該欠勤期間を出勤したものとみなす。

6 欠勤することにつき研究所がやむを得ない事情によるものと認めた場合は、給与の減額を行わない場合がある。

（休職者の給与）

第31条 職員が、就業規程第42条第1項第1号により休職を命じられたとき又はこれと同一の事由により同規程第43条第4項若しくは第6項により休職を命じられたときは、その休職の期間を通算して満1年に達するまでの期間については、本給、住居手当、家族手当及び地区異動手当のそれぞれ100分の80を、休職の期間を通算して満1年を超える期間については、本給、住居手当、家族手当及び地区異動手当のそれぞれ100分の60を支給する。

- 2 職員が、就業規程第42条第1項第2号により休職を命じられたときは、その休職期間中において、これに本給、住居手当、家族手当及び地区異動手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 3 職員が、就業規程第42条第1項第3号から第5号の規定により休職を命じられたときは、その休職の期間中について、その都度定めるところにより給与を支給することができる。
- 4 前三項の規定にかかわらず、期末手当及び報奨金については、別に定める。
- 5 第1項から第3項までの規定により減額支給又は不支給とされた給与については、職員の権利回復等が必要な場合、権利回復等を実施すべきであると決定された日から遡って3年以内の給与に限り、必要な措置をとることができる。

（育児休業者等の給与）

第32条 職員が、就業規程第45条第1項に規定する育児休業又は出生時育児休業を取得した場合の給与は、支給しない。

- 2 職員が、就業規程第45条第2項に規定する育児のための部分休業を取得した場合の給与は、その期間の勤務しない1時間について、勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、第26条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業及び出生時育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。
- 4 定期昇給は、育児休業期間中は行わないものとし、育児休業期間中に定期昇給日が到来した者については、育児休業期間終了後に、育児休業期間の2分の1に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、本給額を調整することができる。

（介護休業者等の給与）

第33条 職員が、就業規程第46条第1項に規定する介護休業を取得した場合の給与は、支給しない。

- 2 職員が、就業規程第46条第2項に規定する介護のための部分休業を取得した場合の給与は、その期間の勤務しない1時間について、勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。
- 3 定期昇給は、介護休業期間中は行わないものとし、介護休業期間中に定期昇給日が到来した者については、介護休業期間終了後に調整する。

第4章 その他

（弔慰金）

第34条 職員が死亡した場合においては、その者が死亡した日における本給月額に100分の400の割合を乗じて得た額を弔慰金としてその遺族に支給する。

附則（令和7年12月25日規程第236号）

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に関し必要な措置は、別に定める。

別表第1（第10条関係）

本給表

等級 ＼ 号俸	7等級	6等級	5等級	4等級	3等級	2等級	1等級
1	440, 900	417, 100	403, 600	375, 200	317, 700	284, 900	223, 400
2	443, 900	419, 900	406, 300	377, 700	319, 800	289, 900	225, 900
3	446, 800	422, 700	409, 000	380, 200	321, 800	294, 100	228, 400
4	449, 700	425, 500	411, 700	382, 700	323, 800	297, 900	231, 000

5	4 5 2, 5 0 0	4 2 8, 2 0 0	4 1 4, 3 0 0	3 8 5, 1 0 0	3 2 5, 8 0 0	3 0 1, 8 0 0	2 3 3, 5 0 0
6	4 5 5, 4 0 0	4 3 1, 0 0 0	4 1 6, 9 0 0	3 8 7, 5 0 0	3 2 7, 9 0 0	3 0 5, 4 0 0	2 3 5, 8 0 0
7	4 5 8, 3 0 0	4 3 3, 8 0 0	4 1 9, 5 0 0	3 8 9, 9 0 0	3 2 9, 9 0 0	3 0 8, 8 0 0	2 3 8, 2 0 0
8	4 6 1, 2 0 0	4 3 6, 6 0 0	4 2 2, 1 0 0	3 9 2, 3 0 0	3 3 1, 9 0 0	3 1 2, 3 0 0	2 4 0, 6 0 0
9	4 6 4, 0 0 0	4 3 9, 3 0 0	4 2 4, 6 0 0	3 9 4, 7 0 0	3 3 3, 9 0 0	3 1 5, 6 0 0	2 4 2, 7 0 0
1 0	4 6 6, 9 0 0	4 4 2, 1 0 0	4 2 7, 2 0 0	3 9 7, 1 0 0	3 3 6, 0 0 0	3 1 8, 8 0 0	2 4 5, 0 0 0
1 1	4 6 9, 7 0 0	4 4 4, 8 0 0	4 2 9, 8 0 0	3 9 9, 5 0 0	3 3 8, 0 0 0	3 2 1, 8 0 0	2 4 7, 2 0 0
1 2	4 7 2, 5 0 0	4 4 7, 5 0 0	4 3 2, 4 0 0	4 0 1, 9 0 0	3 4 0, 0 0 0	3 2 4, 7 0 0	2 4 9, 1 0 0
1 3	4 7 5, 3 0 0	4 5 0, 0 0 0	4 3 5, 0 0 0	4 0 4, 3 0 0	3 4 2, 0 0 0	3 2 7, 6 0 0	2 5 1, 2 0 0
1 4	4 7 8, 0 0 0	4 5 2, 4 0 0	4 3 7, 5 0 0	4 0 6, 7 0 0	3 4 4, 1 0 0	3 3 0, 3 0 0	2 5 3, 3 0 0
1 5	4 8 0, 6 0 0	4 5 4, 7 0 0	4 4 0, 0 0 0	4 0 9, 0 0 0	3 4 6, 3 0 0	3 3 2, 9 0 0	2 5 5, 2 0 0
1 6	4 8 3, 2 0 0	4 5 7, 0 0 0	4 4 2, 5 0 0	4 1 1, 3 0 0	3 4 8, 5 0 0	3 3 5, 6 0 0	2 5 7, 3 0 0
1 7	4 8 5, 9 0 0	4 5 9, 2 0 0	4 4 4, 9 0 0	4 1 3, 6 0 0	3 5 0, 7 0 0	3 3 8, 2 0 0	2 5 9, 3 0 0
1 8	4 8 8, 5 0 0	4 6 1, 4 0 0	4 4 7, 3 0 0	4 1 5, 9 0 0	3 5 2, 9 0 0	3 4 0, 7 0 0	2 6 1, 0 0 0
1 9	4 9 1, 0 0 0	4 6 3, 8 0 0	4 4 9, 7 0 0	4 1 8, 2 0 0	3 5 5, 2 0 0	3 4 3, 1 0 0	2 6 2, 7 0 0
2 0	4 9 3, 6 0 0	4 6 6, 1 0 0	4 5 2, 1 0 0	4 2 0, 5 0 0	3 5 7, 4 0 0	3 4 5, 4 0 0	2 6 4, 6 0 0
2 1	4 9 6, 0 0 0	4 6 8, 4 0 0	4 5 4, 4 0 0	4 2 2, 8 0 0	3 5 9, 4 0 0	3 4 7, 7 0 0	2 6 6, 7 0 0
2 2	4 9 8, 4 0 0	4 7 0, 7 0 0	4 5 6, 8 0 0	4 2 4, 9 0 0	3 6 1, 5 0 0	3 4 9, 6 0 0	2 6 8, 5 0 0
2 3	5 0 0, 9 0 0	4 7 3, 0 0 0	4 5 9, 3 0 0	4 2 7, 2 0 0	3 6 3, 9 0 0	3 5 1, 7 0 0	2 7 0, 5 0 0
2 4	5 0 3, 3 0 0	4 7 5, 2 0 0	4 6 1, 7 0 0	4 2 9, 5 0 0	3 6 6, 0 0 0	3 5 3, 8 0 0	2 7 2, 2 0 0
2 5	5 0 5, 8 0 0	4 7 7, 4 0 0	4 6 4, 0 0 0	4 3 1, 7 0 0	3 6 8, 3 0 0	3 5 5, 9 0 0	2 7 4, 1 0 0
2 6	5 0 8, 3 0 0	4 7 9, 5 0 0	4 6 6, 2 0 0	4 3 4, 0 0 0	3 7 0, 4 0 0	3 5 8, 0 0 0	2 7 5, 9 0 0

2 7	5 1 0, 8 0 0	4 8 1, 7 0 0	4 6 8, 5 0 0	4 3 6, 3 0 0	3 7 2, 6 0 0	3 6 0, 1 0 0	2 7 7, 7 0 0
2 8	5 1 3, 3 0 0	4 8 3, 8 0 0	4 7 0, 8 0 0	4 3 8, 4 0 0	3 7 4, 8 0 0	3 6 2, 1 0 0	2 7 9, 5 0 0
2 9	5 1 5, 8 0 0	4 8 5, 9 0 0	4 7 3, 1 0 0	4 4 0, 7 0 0	3 7 7, 1 0 0	3 6 4, 2 0 0	2 8 1, 5 0 0
3 0	5 1 8, 3 0 0	4 8 7, 9 0 0	4 7 5, 4 0 0	4 4 3, 0 0 0	3 7 9, 4 0 0	3 6 6, 5 0 0	2 8 3, 3 0 0
3 1	5 2 0, 7 0 0	4 9 0, 1 0 0	4 7 7, 6 0 0	4 4 5, 3 0 0	3 8 1, 9 0 0	3 6 8, 6 0 0	2 8 5, 1 0 0
3 2	5 2 3, 1 0 0	4 9 2, 2 0 0	4 7 9, 8 0 0	4 4 7, 5 0 0	3 8 4, 3 0 0	3 7 0, 6 0 0	2 8 6, 8 0 0
3 3	5 2 5, 6 0 0	4 9 4, 3 0 0	4 8 1, 9 0 0	4 4 9, 7 0 0	3 8 6, 7 0 0	3 7 2, 5 0 0	2 8 8, 6 0 0
3 4	5 2 8, 2 0 0	4 9 6, 4 0 0	4 8 4, 1 0 0	4 5 1, 9 0 0	3 8 9, 0 0 0	3 7 4, 7 0 0	2 9 0, 1 0 0
3 5	5 3 0, 7 0 0	4 9 8, 5 0 0	4 8 6, 3 0 0	4 5 4, 3 0 0	3 9 1, 1 0 0	3 7 6, 8 0 0	2 9 2, 0 0 0
3 6	5 3 3, 2 0 0	5 0 0, 6 0 0	4 8 8, 5 0 0	4 5 6, 5 0 0	3 9 3, 6 0 0	3 7 8, 8 0 0	2 9 3, 7 0 0
3 7	5 3 5, 6 0 0	5 0 2, 6 0 0	4 9 0, 7 0 0	4 5 8, 8 0 0	3 9 5, 9 0 0	3 8 0, 8 0 0	2 9 5, 5 0 0
3 8	5 3 8, 1 0 0	5 0 4, 7 0 0	4 9 2, 8 0 0	4 6 1, 0 0 0	3 9 8, 1 0 0	3 8 2, 9 0 0	2 9 7, 2 0 0
3 9	5 4 0, 5 0 0	5 0 6, 8 0 0	4 9 5, 0 0 0	4 6 3, 2 0 0	4 0 0, 3 0 0	3 8 5, 1 0 0	2 9 8, 8 0 0
4 0	5 4 3, 1 0 0	5 0 8, 9 0 0	4 9 7, 1 0 0	4 6 5, 4 0 0	4 0 2, 4 0 0	3 8 7, 1 0 0	3 0 0, 7 0 0
4 1	5 4 5, 6 0 0	5 1 0, 8 0 0	4 9 9, 3 0 0	4 6 7, 6 0 0	4 0 4, 5 0 0	3 8 9, 1 0 0	3 0 2, 5 0 0
4 2	5 4 8, 0 0 0	5 1 2, 8 0 0	5 0 1, 4 0 0	4 6 9, 8 0 0	4 0 6, 9 0 0	3 9 1, 4 0 0	3 0 4, 3 0 0
4 3	5 5 0, 3 0 0	5 1 4, 7 0 0	5 0 3, 6 0 0	4 7 2, 1 0 0	4 0 9, 3 0 0	3 9 3, 5 0 0	3 0 5, 9 0 0
4 4	5 5 2, 8 0 0	5 1 6, 6 0 0	5 0 5, 8 0 0	4 7 4, 4 0 0	4 1 1, 5 0 0	3 9 5, 5 0 0	3 0 7, 6 0 0
4 5	5 5 5, 2 0 0	5 1 8, 6 0 0	5 0 7, 9 0 0	4 7 6, 7 0 0	4 1 3, 8 0 0	3 9 7, 4 0 0	3 0 9, 5 0 0
4 6	5 5 7, 7 0 0	5 2 0, 5 0 0	5 1 0, 2 0 0	4 7 8, 9 0 0	4 1 6, 1 0 0	3 9 9, 5 0 0	3 1 1, 1 0 0
4 7	5 6 0, 1 0 0	5 2 2, 5 0 0	5 1 2, 2 0 0	4 8 1, 1 0 0	4 1 8, 4 0 0	4 0 1, 5 0 0	3 1 2, 9 0 0
4 8	5 6 2, 7 0 0	5 2 4, 3 0 0	5 1 4, 3 0 0	4 8 3, 4 0 0	4 2 0, 8 0 0	4 0 3, 5 0 0	3 1 4, 6 0 0

49	565, 2 00	526, 1 00	516, 4 00	485, 6 00	423, 0 00	405, 4 00	316, 5 00
50	567, 5 00	527, 8 00	518, 6 00	487, 8 00	425, 1 00	407, 2 00	318, 1 00
51	569, 7 00	529, 5 00	520, 4 00	490, 0 00	427, 3 00	409, 1 00	319, 7 00
52	572, 0 00	531, 2 00	522, 4 00	492, 3 00	429, 5 00	411, 1 00	321, 6 00
53	574, 3 00	533, 0 00	524, 3 00	494, 6 00	431, 8 00	413, 2 00	323, 5 00
54	576, 6 00	534, 6 00	526, 3 00	496, 9 00	434, 2 00	414, 8 00	325, 2 00
55	578, 7 00	536, 3 00	528, 4 00	498, 9 00	436, 2 00	416, 6 00	326, 8 00
56	580, 9 00	538, 0 00	530, 2 00	501, 0 00	438, 2 00	418, 4 00	328, 7 00
57	583, 1 00	539, 6 00	532, 1 00	503, 1 00	440, 4 00	420, 0 00	330, 3 00
58	585, 4 00	541, 2 00	533, 9 00	505, 2 00	442, 6 00	421, 4 00	332, 2 00
59	587, 7 00	543, 2 00	535, 7 00	507, 2 00	445, 0 00	423, 0 00	334, 0 00
60	590, 0 00	544, 8 00	537, 2 00	509, 2 00	447, 2 00	424, 6 00	335, 7 00
61	592, 2 00	546, 6 00	538, 9 00	511, 2 00	449, 2 00	426, 3 00	337, 2 00
62	594, 4 00	548, 2 00	540, 7 00	513, 1 00	451, 3 00	427, 9 00	338, 9 00
63	596, 5 00	550, 1 00	542, 5 00	515, 1 00	453, 7 00	429, 4 00	340, 7 00
64	598, 6 00	551, 8 00	544, 3 00	517, 0 00	455, 9 00	430, 9 00	342, 4 00
65	600, 6 00	553, 4 00	545, 9 00	519, 1 00	458, 1 00	432, 6 00	344, 1 00
66	602, 8 00	555, 2 00	547, 6 00	521, 0 00	460, 2 00	434, 2 00	345, 8 00
67	605, 0 00	556, 9 00	549, 3 00	522, 7 00	462, 4 00	435, 7 00	347, 4 00
68	607, 0 00	558, 6 00	550, 8 00	524, 7 00	464, 5 00	437, 2 00	349, 2 00
69	609, 1 00	560, 3 00	552, 4 00	526, 5 00	466, 7 00	438, 8 00	350, 9 00
70	611, 3 00	562, 1 00	553, 9 00	528, 3 00	468, 9 00	440, 3 00	352, 7 00

7 1	6 1 3, 4 0 0	5 6 3, 7 0 0	5 5 5, 4 0 0	5 3 0, 0 0 0	4 7 0, 9 0 0	4 4 1, 8 0 0	3 5 4, 4 0 0
7 2	6 1 5, 5 0 0	5 6 5, 3 0 0	5 5 6, 8 0 0	5 3 1, 8 0 0	4 7 3, 1 0 0	4 4 3, 4 0 0	3 5 6, 2 0 0
7 3	6 1 7, 8 0 0	5 6 7, 1 0 0	5 5 8, 3 0 0	5 3 3, 5 0 0	4 7 5, 2 0 0	4 4 5, 0 0 0	3 5 7, 8 0 0
7 4	6 1 9, 8 0 0	5 6 8, 7 0 0	5 5 9, 9 0 0	5 3 5, 2 0 0	4 7 7, 3 0 0	4 4 6, 5 0 0	3 5 9, 3 0 0
7 5	6 2 1, 7 0 0	5 7 0, 2 0 0	5 6 1, 4 0 0	5 3 7, 0 0 0	4 7 9, 2 0 0	4 4 7, 9 0 0	3 6 0, 8 0 0
7 6	6 2 3, 6 0 0	5 7 2, 0 0 0	5 6 2, 8 0 0	5 3 8, 6 0 0	4 8 1, 3 0 0	4 4 9, 5 0 0	3 6 2, 5 0 0
7 7	6 2 5, 7 0 0	5 7 3, 5 0 0	5 6 4, 3 0 0	5 4 0, 3 0 0	4 8 3, 2 0 0	4 5 0, 9 0 0	3 6 4, 1 0 0
7 8	6 2 7, 9 0 0	5 7 5, 0 0 0	5 6 5, 9 0 0	5 4 1, 9 0 0	4 8 5, 2 0 0	4 5 2, 4 0 0	3 6 5, 7 0 0
7 9	6 3 0, 0 0 0	5 7 6, 7 0 0	5 6 7, 3 0 0	5 4 3, 5 0 0	4 8 7, 1 0 0	4 5 3, 8 0 0	3 6 7, 4 0 0
8 0	6 3 1, 8 0 0	5 7 8, 2 0 0	5 6 8, 9 0 0	5 4 5, 2 0 0	4 8 8, 8 0 0	4 5 5, 3 0 0	3 6 8, 9 0 0
8 1	6 3 3, 8 0 0	5 7 9, 8 0 0	5 7 0, 3 0 0	5 4 6, 8 0 0	4 9 0, 5 0 0	4 5 6, 8 0 0	3 7 0, 3 0 0
8 2	6 3 5, 7 0 0	5 8 1, 3 0 0	5 7 1, 8 0 0	5 4 8, 4 0 0	4 9 2, 4 0 0	4 5 8, 3 0 0	
8 3	6 3 7, 9 0 0	5 8 2, 9 0 0	5 7 3, 2 0 0	5 5 0, 1 0 0	4 9 4, 3 0 0	4 5 9, 8 0 0	
8 4	6 3 9, 9 0 0	5 8 4, 4 0 0	5 7 4, 6 0 0	5 5 1, 7 0 0	4 9 5, 8 0 0	4 6 1, 2 0 0	
8 5	6 4 1, 8 0 0	5 8 5, 8 0 0	5 7 6, 0 0 0	5 5 3, 2 0 0	4 9 7, 4 0 0	4 6 2, 6 0 0	
8 6	6 4 3, 7 0 0	5 8 7, 3 0 0	5 7 7, 4 0 0	5 5 4, 9 0 0	4 9 8, 9 0 0	4 6 4, 3 0 0	
8 7	6 4 5, 8 0 0	5 8 8, 9 0 0	5 7 9, 1 0 0	5 5 6, 4 0 0	5 0 0, 7 0 0	4 6 5, 7 0 0	
8 8	6 4 7, 7 0 0	5 9 0, 4 0 0	5 8 0, 5 0 0	5 5 7, 9 0 0	5 0 2, 2 0 0	4 6 7, 1 0 0	
8 9	6 4 9, 6 0 0	5 9 1, 8 0 0	5 8 1, 9 0 0	5 5 9, 4 0 0	5 0 3, 7 0 0	4 6 8, 5 0 0	
9 0	6 5 1, 5 0 0	5 9 3, 3 0 0	5 8 3, 4 0 0	5 6 1, 2 0 0	5 0 5, 4 0 0		
9 1	6 5 3, 5 0 0	5 9 4, 8 0 0	5 8 4, 9 0 0	5 6 2, 7 0 0	5 0 7, 0 0 0		
9 2	6 5 5, 4 0 0	5 9 6, 3 0 0	5 8 6, 4 0 0	5 6 4, 1 0 0	5 0 8, 6 0 0		

9 3	6 5 7, 3 0 0	5 9 7, 7 0 0	5 8 7, 8 0 0	5 6 5, 7 0 0	5 1 0, 2 0 0		
9 4	6 5 9, 3 0 0	5 9 9, 2 0 0	5 8 9, 3 0 0	5 6 7, 2 0 0	5 1 1, 7 0 0		
9 5	6 6 1, 2 0 0	6 0 0, 6 0 0	5 9 0, 8 0 0	5 6 8, 8 0 0	5 1 3, 3 0 0		
9 6	6 6 3, 1 0 0	6 0 2, 2 0 0	5 9 2, 4 0 0	5 7 0, 3 0 0	5 1 4, 7 0 0		
9 7	6 6 5, 1 0 0	6 0 3, 7 0 0	5 9 3, 8 0 0	5 7 1, 9 0 0	5 1 6, 4 0 0		
9 8	6 6 6, 9 0 0	6 0 5, 1 0 0	5 9 5, 2 0 0	5 7 3, 3 0 0	5 1 7, 9 0 0		
9 9	6 6 8, 8 0 0	6 0 6, 5 0 0	5 9 6, 7 0 0	5 7 4, 8 0 0	5 1 9, 7 0 0		
1 0 0	6 7 0, 6 0 0	6 0 8, 1 0 0	5 9 8, 1 0 0	5 7 6, 2 0 0	5 2 1, 3 0 0		
1 0 1	6 7 2, 4 0 0	6 0 9, 6 0 0	5 9 9, 7 0 0	5 7 7, 6 0 0	5 2 2, 8 0 0		
1 0 2	6 7 4, 2 0 0	6 1 1, 0 0 0	6 0 1, 2 0 0	5 7 9, 2 0 0	5 2 4, 4 0 0		
1 0 3	6 7 6, 0 0 0	6 1 2, 4 0 0	6 0 2, 6 0 0	5 8 0, 7 0 0	5 2 6, 0 0 0		
1 0 4	6 7 7, 8 0 0	6 1 3, 9 0 0	6 0 4, 1 0 0	5 8 2, 2 0 0	5 2 7, 4 0 0		
1 0 5	6 7 9, 6 0 0	6 1 5, 5 0 0	6 0 5, 5 0 0	5 8 3, 7 0 0	5 2 8, 8 0 0		
1 0 6	6 8 1, 3 0 0	6 1 6, 9 0 0	6 0 7, 1 0 0	5 8 5, 2 0 0	5 3 0, 4 0 0		
1 0 7	6 8 2, 9 0 0	6 1 8, 3 0 0	6 0 8, 5 0 0	5 8 6, 6 0 0	5 3 2, 2 0 0		
1 0 8		6 1 9, 8 0 0	6 1 0, 0 0 0	5 8 8, 1 0 0	5 3 3, 6 0 0		
1 0 9		6 2 1, 3 0 0	6 1 1, 5 0 0	5 8 9, 6 0 0	5 3 5, 0 0 0		
1 1 0		6 2 2, 8 0 0	6 1 3, 0 0 0	5 9 1, 0 0 0	5 3 6, 5 0 0		
1 1 1		6 2 4, 2 0 0	6 1 4, 4 0 0	5 9 2, 5 0 0	5 3 8, 3 0 0		
1 1 2		6 2 5, 7 0 0	6 1 6, 0 0 0	5 9 4, 0 0 0	5 3 9, 8 0 0		
1 1 3		6 2 7, 2 0 0	6 1 7, 5 0 0	5 9 5, 4 0 0	5 4 1, 3 0 0		
1 1 4		6 2 8, 7 0 0	6 1 9, 0 0 0	5 9 6, 9 0 0	5 4 2, 9 0 0		

1 1 5		6 3 0, 1 0 0	6 2 0, 3 0 0	5 9 8, 4 0 0	5 4 4, 4 0 0		
1 1 6		6 3 1, 6 0 0	6 2 1, 8 0 0	5 9 9, 9 0 0	5 4 5, 9 0 0		
1 1 7		6 3 3, 1 0 0	6 2 3, 3 0 0	6 0 1, 4 0 0	5 4 7, 6 0 0		
1 1 8		6 3 4, 5 0 0	6 2 4, 8 0 0	6 0 2, 8 0 0	5 4 9, 1 0 0		
1 1 9		6 3 6, 0 0 0	6 2 6, 1 0 0	6 0 4, 2 0 0	5 5 0, 5 0 0		
1 2 0		6 3 7, 5 0 0	6 2 7, 9 0 0	6 0 5, 8 0 0	5 5 2, 0 0 0		
1 2 1		6 3 9, 0 0 0	6 2 9, 3 0 0	6 0 7, 3 0 0	5 5 3, 6 0 0		
1 2 2		6 4 0, 4 0 0	6 3 0, 8 0 0	6 0 8, 7 0 0	5 5 5, 1 0 0		
1 2 3		6 4 1, 8 0 0	6 3 2, 0 0 0	6 1 0, 1 0 0	5 5 6, 6 0 0		
1 2 4				6 1 1, 6 0 0	5 5 8, 1 0 0		
1 2 5				6 1 3, 2 0 0	5 5 9, 5 0 0		
1 2 6				6 1 4, 6 0 0	5 6 1, 2 0 0		
1 2 7				6 1 6, 0 0 0	5 6 2, 7 0 0		
1 2 8				6 1 7, 6 0 0	5 6 4, 1 0 0		
1 2 9				6 1 9, 2 0 0	5 6 5, 7 0 0		
1 3 0				6 2 0, 6 0 0	5 6 7, 1 0 0		
1 3 1				6 2 1, 9 0 0	5 6 8, 6 0 0		
1 3 2					5 7 0, 0 0 0		
1 3 3					5 7 1, 4 0 0		
1 3 4					5 7 2, 8 0 0		
1 3 5					5 7 4, 5 0 0		
1 3 6					5 7 5, 9 0 0		

1 3 7					5 7 7, 3 0 0		
1 3 8					5 7 8, 7 0 0		
1 3 9					5 8 0, 4 0 0		
1 4 0					5 8 1, 9 0 0		
1 4 1					5 8 3, 3 0 0		
1 4 2					5 8 4, 8 0 0		
1 4 3					5 8 6, 3 0 0		

別表第2（第23条関係）

号	支給月額
1号	1 6 0, 0 0 0
2号	1 5 0, 0 0 0
3号	1 4 0, 0 0 0
4号	1 3 0, 0 0 0
5号	1 2 5, 0 0 0
6号	1 1 9, 0 0 0
7号	1 1 2, 0 0 0
8号	1 0 5, 0 0 0
9号	2 7, 5 0 0